第１号書式中「第十一条の二」を「第十一条の三」に、「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何　記録媒体　何　冊何枚　」に改め、同書式債権管理の表参考３及び参考４中「記載」を「記入」に改め、同表参考５中「登載され」を「記載され、若しくは記録され」に、「記載する」を「記入する」に、「金額の記載」を「金額の記入」に改め、同表参考６中「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に、「登載され」を「記載され、若しくは記録され」に改め、同表参考７中「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に改め、同表参考８及び参考10中「記載」を「記入」に改め、同表参考12中「の表紙」を削り、「記載」を「記入」に改め、同書式申債権減少額内訳の表参考中「記載」を「記入」に改め、同書式乙徴収停止額内訳の表参考中「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に改め、同書式丙履行延期等明細書の表参考中「記載」を「記入」に改める。

第１号の１１書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚　」に、「記載」を「記入」に改め、「（昭和27年大蔵省令第141号）」を削り、「内書き」を「内数として記入」に改め、同書式の次に次の１書式を加える。

第一号の三書式（第十五条関係）

歳　入　証　明　書

（何科目）

調定年月日	摘　要	徴収決定済額	納　期　日	納付者(数)	備　考
		円			
合　計					

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

職　官　氏　名　印

参　考

１　この表には、歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入することができる。

２　摘要欄には、第15条第２項第１号の歳入は、区分を、同項第２号の歳入は、会計検査院が別に指定する事項を、それぞれ記入すること。

３　会計検査院が別に指定する歳入については、一括して記入することができる。この場合においては、納付者（数）欄には納付者数を記入すること。

４　備考欄には、次の表に掲げる区分に該当する場合は、当該区分に応じ、備考欄記入事項を記入すること。

区　分	備考欄記入事項
歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入した場合	１歳入証明書の対象となるものとならないものとの区別の表示 ２歳入証明書の対象となるものの合計額
分割納付債権の２回目以降の徴収決定に係る歳入	１当初の徴収決定年月日 ２当該債権全体の総納付回数及び今回の納付回数
分割納付債権に係る延納利子収入（当該延納利子が付される債権と同時に徴収決定をした初回分を除く。）	当該延納利子収入が付される債権に係る当初の徴収決定年月日
貸付料債権等の２回目以降の徴収決定に係る歳入	当初の徴収決定年月日

第１１号書式を次のように改める。

第二号書式　削除

第１１号の１１書式及び第１１号の１１１書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚　」に、「記載」を「記入」に、「内書き」を「内数として記入」に改める。

第１１号の四書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚　」に、「別葉と」を「この書式に準じて別に作成」に、「記載」を「記入」に改め、同書式の次に次の１書式を加える。

第二号の五書式（第十九条の十三関係）

平　成　何　年　度

物　納　額　計　算　書

証拠書類

書面　何冊何枚

記録媒体　何枚

庁　名

職　官　氏　名　印

年　月　日　提　出

税　目	摘　要	収　納　額	備　考
何　々	土　地 建　物 その他	円	
	合　計		

参　考　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とすること。